

加美町新庁舎基本設計公募型プロポーザル 評価基準

1 第一次審査

(1) 審査の方法

プロポーザル審査委員会における第一次審査について、評価項目、配点を以下のとおりとする。各委員は、プロポーザル審査委員会にて協議を行ったうえで、提出された提案書等の内容を精査し、審査を行うものとする。

評価項目の合計を提案書等の評価点とし、各委員の持ち点は100点とする。

(2) 評価項目および配点

○業務体制 20点

・設計事務所としての実績

事務所規模（一級建築士数）、同種・類似業務の実績とその完了時期、一般社団法人環境共創イニシアチブによるZEBプランナーであるか等による評価を行う。

・配置予定技術者の実績

総合的な管理を行う技術者、各担当分野の配置予定技術者の資格、経験年数、同種・類似業務の実績とその関わった立場等による評価を行う。

○企画提案 20点

・提案の趣旨と業務の実施方針等

実施方針、実施手順、取組体制や設計チームの特徴、設計上の配慮事項、町民の意見を集約するためのワークショップ等に関する考え方等について、的確性、実現性の視点での評価を行う。

○技術提案事項（評価テーマ） 60点（20点×3テーマ）

・技術提案テーマ1「加美町らしい庁舎の考え方」

<評価の視点>

- ・多世代を考慮したユニバーサルデザインの提案
- ・協働や町民の交流の促進の提案
- ・芸術や伝統文化を配慮した提案

・技術提案テーマ2「町における庁舎の位置付けおよびこれからの庁舎の考え方」

<評価の視点>

- ・既存公共施設との兼ね合いを考慮した提案
- ・昨今の働き方の変化に配慮した提案
- ・空間の多目的利用や事務の効率化の提案

・技術提案テーマ3「防災拠点・サステナビリティ・DXの考え方」

<評価の視点>

- ・災害対策や防災対策の対応の提案
- ・環境負荷、ライフサイクルコストの低減に関する提案
- ・ICT、DXなどに配慮した提案

それぞれの評価テーマに対する考え方について、的確性、独創性、実現性での評価を行う。

2 第二次審査

(1) 審査の方法

プロポーザル審査委員会における第二次審査について、評価項目、配点を以下のおりとする。各委員は、プレゼンテーション、ヒアリングの結果を踏まえ、提出された提案書等の内容を再度精査し、審査を行うものとする。

評価項目の合計を提案書等の評価点とし、各委員の持ち点は120点とする。

評価点の合計を算出し、審査委員会で再度協議を行い、優先交渉権者および次点候補者を選定する。

(2) 評価項目および配点

○業務体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 20点

第一次審査と同様の評価を行う。

○企画提案・・・・・・・・・・・・・・・・ 20点

第一次審査と同様の資料を用いて内容の審査を行うとともに、プレゼンテーション、ヒアリングから評価される取り組み意欲、誠実度、協働や対話への姿勢、課題解決力などについて評価を行う。

○技術提案事項（評価テーマ）・・・・・・ 60点

第一次審査と同様の資料を用いて内容の審査を行うとともに、プレゼンテーション、ヒアリングから評価されるテーマへの理解度、取り組み意欲、的確性、独創性、実現性の視点での評価を行う。

○プレゼンテーション、ヒアリング・・・・ 20点

企画提案、技術提案事項の内容説明のわかりやすさ、質問に対する回答が明確で論理的か、説明内容が提案書の内容を補完しており、専門技術や専門知識を有しているか、についての評価を行う。